

事務事業	01	健康づくりの推進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	01	心と体の健康づくり					
施策	01	生涯を通じた心と体の健康づくり					
事業内容							
目的	区民が食事や栄養について正しく理解をし、食を通じた健康づくりを実践するための手助けとします。						
対象・手段	来店者に対して、栄養表示や栄養情報の提供を行い、更に受動喫煙防止対策を実施している店舗を健康づくり協力店として登録していただき、区民にその利用を促します。(新宿区のホームページ、健康づくり実践ガイドに掲載) 一般の飲食店が提供するメニューや惣菜、弁当などに栄養表示ができるよう支援します。						
成果(事業が意図する成果)							
区民が外食時などに自分にふさわしいメニューを選択することができるようになることで、区民の自発的な生活習慣病予防の一助となります。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
健康づくり協力店の店舗数の増加		1年に30店舗の新規登録			(毎) 年度に (30店舗) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1	店舗	30.00	30.00	30.00	30.00	
	実績 1	店舗	29.00	31.00	2.00	5.00	
	= /	%	96.67	103.33	6.67	16.67	
	目標値 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成18年度	健康づくり協力店の実施要綱にこれまで考えられていなかった受動喫煙防止にかかわる規定を設けるために既存の健康づくり協力店の実態調査を実施しました。						
平成19年度	健康づくり協力店推進事業実施要綱を改正し、栄養表示や栄養情報の提供を行い、更に全面禁煙を実施している店舗を健康づくり協力店「ゴールド」、完全分煙又は時間分煙等を実施している店舗を健康づくり協力店「シルバー」として登録しました。また、新規の登録証を作成し該当者に配布しました。						

部名称		健康部		課名称		健康推進課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	171	213	56	55	
	人件費	千円	2,501	2,501	2,484	2,478	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	2,672	2,714	2,540	2,533	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	2,672	2,714	2,540	2,533	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	2,672	2,714	2,540	2,533	
	特定財源		0	0	0	0	
	一般財源投入率 /	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
<p>健康増進法で施設管理者に対し、受動喫煙防止の努力義務が課せられたことに伴い、新宿区健康づくり協力店の実施要綱に受動喫煙防止についての規定を定めました。しかし努力義務であることから、多くの店主が利用者の減少を危惧し、健康づくり協力店への登録を躊躇している状況があります。今後は飲食店等に、栄養表示の必要性や禁煙に対する住民の要望を伝えるなど、飲食店が自発的に栄養表示や受動喫煙等への取り組みをするための支援をしていくことが必要です。</p>							
評価基準に基づく評価と理由 「3.2.1」の3段階評価です。	達成度	2	平成19年度に改正した要綱に基づき、栄養表示や栄養情報を提供し、受動喫煙防止を行い、健康づくり協力店として継続できた店舗は45店舗になりました。新規登録は目標に達しなかったものの、継続できた店舗と合わせると登録は50店舗になりました。				
	実施の成果	2	新たに受動喫煙防止の規定を要綱に設けたため、新規登録店舗数の目標は16.7%しか達成できなかったものの、継続できた店舗を合わせた登録件数は50店舗で、この事業によって健康づくりに取組む店舗を増やせたことは大きな成果です。				
	効率性	2	改正後の要綱に基づく健康づくり協力店を登録しなおす際に、栄養士ボランティアや会社の協力を得て50店舗に登録証を配布するなど、人員や費用の面で効率的に実施できました。				
	行政の関与	3	健康増進のための食環境の整備は、区と事業者が協力しながら実施していくものです。栄養表示に加えて受動喫煙防止について、区が積極的に制度の普及・啓発を行い理解が深まるよう働きかけることは妥当です。				
	妥当性	2	健康づくり協力店の店舗数の増加を目標にしたことは、栄養情報の提供や受動喫煙防止の推進により区民の自発的な健康づくりが進められるので、妥当だと言えます。				
	施策寄与度	2	19年度は受動喫煙防止を含む新しい要綱で再出発しましたが、過去3年間の新規登録を合わせると38店舗になりました。総合すると、適切な栄養情報の提供を通して自発的な健康づくりに寄与していると言えます。				
総合評価	19年度の評価をBとした理由は、新たに受動喫煙防止の規定を要綱に設けたため、新規登録店舗数の目標は達成できなかったものの、継続できた店舗を合わせた登録件数は50店舗で、この事業によって健康づくりに取組む店舗を増やせたことは大きな成果だからです。また、過去3年間の実績ではBと評価します。その内容は、「新宿区 街のヘルシーメニューガイドブック」の作成、実施要綱変更のための調査、新しい要綱に基づく健康づくり協力店制度スタートです。						B 過年度評価
							18年度 D 17年度 B 16年度 B 15年度
改革方針							方向性
	この事業は、健康づくり協力店の要件である栄養表示や栄養情報の提供の他に、受動喫煙防止の要件が加わったことにより、登録のハードルが高くなりました。チェーン展開をしている飲食店が分煙化を進めていることが多いので、今後はこうした店舗に登録を働きかけ、経常事業の「健康づくり協力店普及促進」に引き継いで取り組んでいきます。個人商店とあわせテナントに対して影響力のあるビルオーナーやテナント事務所などへも積極的に働きかけを行います。また、食育推進計画に基づいて食事バランスガイドを用いた表示方法を導入します。						2 手段改善